**政見放送用録音・録画証明書**

　次のとおり政見放送用に録音又は録画したものであることを証明します。

　　令和７年　　　月　　　日

　　　　　　令和７年７月　　日執行参議院京都府選挙区選出議員選挙

候　補　者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 録音又は録画の区分  （該当する方に○をしてください） | | １　録音の場合 | ２　録画の場合 | |
| 録音・録画業者の氏名又は名称及び住所  並びに法人にあってはその代表者の氏名 | |  | | |
| 録音・録画一種類の単価 | | 複　製　数 | | 複　製　金　額 |
| 円 | |  | | 円 |
| 備　　　考 |  | | | |

備 考

　　１　この証明書は、**録音・録画の実績に基づいて、録音・録画業者ごとに**（同一業者が録音及び録画を共に　　　する場合には、録音の場合と録画の場合を別葉にして）**別々に作成**し、請求書の用紙とともに候補者から録音・録画業者に提出してください。

　　２　この証明書には、候補者が日本放送協会又は基幹放送事業者（公職選挙法第150条第１項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）に提出した政見放送用録音・録画について記載してください。

　　３　録音・録画業者が京都府に支払を請求するときは、**この証明書を請求書に添付**してください。

　　４　公費負担の限度額は、録音・録画一種類につき次の金額までです。

　　 (１) 録音又は録画に要した金額　　総務大臣が政見放送のための録音又は録画一種類の単価として定める

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金額

　　 (２) 複製に要した金額　　　　　　総務大臣が政見放送のために必要な複製に要する金額として複製数に

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応じて定める金額

　　５　日本放送協会及び基幹放送事業者において放送されなかった録音・録画（公職選挙法第151条の２によ

り放送されなかったものを除く。）に係る金額については、京都府に支払を請求することはできません。

　　　　なお、請求手続等で不明な点などがありましたら、京都府自治振興課（TEL（075）414-4450）まで御照

　　　会ください。